

糸島市ブロック塀等撤去費補助金交付規程

(趣旨)

第1条 この告示は、震災に強いまちづくりに資するため、市内に存在する倒壊の危険性が高く早急に撤去する必要があるブロック塀等の撤去を行う者に対し、市が予算の範囲内で交付する糸島市ブロック塀等撤去費補助金（以下「補助金」という。）について、糸島市補助金等交付規則（平成22年糸島市規則第55号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック造、石造、れんが造その他の組積造による塀（フェンスその他これに類するものとの混用の場合を含む。）及び門柱をいう。
- (2) 道路 通学路、避難路その他市長が災害時の安全又は通行を確保する必要があると認める一般交通の用に供する道をいう。
- (3) 施行者 ブロック塀等の所有者又は管理者（国、地方公共団体又は都市再生機構等の公的事業主体を除く。）で、第4条に規定する工事を行うものをいう。

(補助金の交付の除外要件)

第3条 施行者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 施行者が本市の市税を滞納しているとき。
- (2) 施行者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であるとき。
- (3) 施行者（法人にあってはその役員）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき。
- (4) 施行者（法人にあってはその役員）が暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
- (5) 施行者が同一敷地においてこの告示に基づく補助金の交付を過去に受けたことがあるとき。

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、市内にある道路に面する高さが1メートル以上のブロック塀等の全部又は一部を撤去する工事であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、国、県又は市から他の補助金の交付を受けるものを除く。

- (1) 一般社団法人日本建築学会が作成したブロック塀の診断カルテ（以下「診断カルテ」という。）による診断を行った結果、その点数が40点未満のもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、倒壊の危険性により撤去が必要であると市長が認めるもの

2 前項に規定する工事のうち、一部を撤去する工事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 一部撤去工事を実施することにより、当該ブロック塀等の診断カルテの点数が 70 点以上に改善すると認められるもの
- (2) 工事完了後にブロック塀等の高さが 1.2 メートル以下となるもの
(補助対象経費)

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に直接要する経費（撤去したブロック塀等の処分費を含む。）とする。

（補助金の額等）

第 6 条 補助金の額は、1 件につき 10 万 9,000 円又は補助対象経費の 2 分の 1 の額のいずれか低い額とする。

- 2 補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付の対象となる期間は、市の会計年度とする。

（工事の事前協議）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象工事の実施に関する契約を締結する前に、当該工事について市長と必要な協議を行わなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による協議において、当該工事について必要な指導及び助言を行うことができる。

（補助金の交付申請）

第 8 条 補助金の交付を受けようとする施行者（以下「申請者」という。）は、糸島市ブロック塀等撤去費補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) ブロック塀等が存在する土地の登記事項証明書その他ブロック塀等の所有者等が分かる書類（所有権を有する者が複数存在する場合は、その代表者 1 名分を添付すること。）
- (2) 補助対象経費が確認できる工事費概算見積書（補助対象工事を行う事業者の押印のあるものに限る。）
- (3) 市税の滞納がないことの証明書（申請日前 30 日以内に交付を受けたものに限る。）
- (4) 法人にあつては、役員名簿（氏名、氏名のふりがな、生年月日及び性別が記載されたもの）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第 9 条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付の可否を決定し、糸島市ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により交付の決定をするときは、必要な条件を付することができる。

(補助事業の変更等)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けたブロック塀等撤去工事(以下「補助事業」という。)を変更し、又は中止しようとするときは、糸島市ブロック塀等撤去費補助金変更・中止承認申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更の場合を除く。

- (1) 補助事業の変更又は中止を説明するための書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、補助事業の変更又は中止の承認の可否を決定し、糸島市ブロック塀等撤去費補助金変更・中止承認決定通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により承認の決定をするときは、必要な条件を付することができる。

(補助事業の遂行)

第11条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に従い、適切に補助事業を行わなければならない。

(検査等)

第12条 市長は、補助事業が適切に行われていることを確認するため、補助事業の実施中又は完了後に検査を実施することができる。

2 市長は、前項の規定による検査の結果、補助事業が適切に行われていないと認める場合には、当該補助事業が適切に行われるよう補助事業者に指導するものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに糸島市ブロック塀等撤去費補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 施工写真(補助事業の実施前と実施後が比較できる写真をいう。)その他補助事業の内容が確認できる書類
- (2) 補助事業の実施に関する契約書の写し
- (3) 補助事業に係る請求書の写し
- (4) 撤去したブロック塀等が適正に処分されたことを証する書類(処分費を補助対象経費に含む場合に限る。)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、糸島市ブロック塀等撤去費補助金交付額確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 15 条 前条の規定による補助金の額の確定を受けた補助事業者は、糸島市ブロック塀等撤去費補助金交付請求書(様式第 7 号)を市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金交付請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の取消し等)

第 16 条 市長は、補助金の交付決定を通知し、又は補助金を交付した後において、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 第 12 条第 2 項の規定による指導に従わないとき。
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(帳簿類の整備保存)

第 17 条 補助事業者は、補助事業の実施に関する帳簿類を整備し、当該補助事業を実施した年度の翌年度から 5 年間これを保存しなければならない。

(補則)

第 18 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成 33 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

3 前項の規定にかかわらず、この告示の失効前に交付した補助金に係る当該補助金の交付決定及び既に交付した当該補助金については、第 16 条の規定は、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 附則第 2 項の規定にかかわらず、補助事業の実施に関する帳簿類については、第 17 条の規定は、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。